

《研究報告》

## 青森県の看護教育史研究

### 一 津軽地方における女学校附属看護婦養成所について一

木村紀美<sup>1)</sup>、大串靖子<sup>2)</sup>、早坂佳子<sup>3)</sup>

要旨：第二次世界大戦の戦況下、戦地での従軍看護婦の需要増大、一方、国内でも一般住民の保健医療に加えて戦争被害の救護のため看護婦の需要が増大、看護婦不足が深刻化しさまざまな形で看護婦の促成教育が行われた。その一つに、津軽地方でも6校の女学校が看護婦養成所の指定認可を受け看護婦養成を行っていた。このたびその内4校の女学校卒業生8名への調査を行った。いずれの女学校も文部省通達の規程どおりの教育(600時間)は行われなかった。しかも中核となる実地修練の期間・時間数は規程では300時間であるが、実際は女学校により異なり、短いものは1週間、長くて1ヶ月であった。卒業証書は、同一女学校から女学校と看護婦養成所のものが別個に発行された。看護婦免状はその卒業証書により交付されたが、この免状交付は昭和19年度卒業生に限る1回だけであった。取得した免許は戦後、新制度看護婦免許証に書き換えができ、中には新制度になってから国家試験を受験して新制度免許を取得した人もいた。また、女学校卒業後に改めて陸軍病院看護婦養成所や厚生学院保健婦養成に進学した人もいた。調査した8名中3名は戦後、実際に看護婦、保健婦として病院等に勤務していた。

キーワード：青森県津軽地方、第二次世界大戦、女学校、看護婦養成

#### はじめに

津軽地方の看護教育について、明治時代から現代まで時代を追いながら資料収集を行った。その中で、第二次世界大戦の戦況下、女学校においても看護教育が行われていたことが明らかとなった(青森県告示文書、青森県立弘前中央高等学校創立八十周年記念行事実行委員会1953)。時代は軍国主義の下、国の政治・経済・法律・教育などすべての政策・組織が戦争のために準備されていた。1938年、国家総動員法・医療関係者職業能力申告令、1941年、医療関係者徴用令、1943年、看護婦等有資格者、無資格の看護婦生徒はすべて救護隊、救護所要員としてかりだされた。また、日本赤十字社看護婦の他に一般看護婦も戦地へ召集され、従軍看護婦の需要が増大したことから看護婦の促成教育が

行われた。その他1944年、緊急学徒勤労働員方策要綱、決戦非常措置要綱に基づく学徒勤労働員実施要綱が閣議決定されていた(木下安子1969、亀山美知子1984)。

そのような背景の中で、看護婦養成の内容が、免許交付年齢の低下、教育期間短縮・繰上げ卒業、看護婦試験受験資格の緩和、養成所指定認可の規定緩和、准看護婦養成の復活などに変更されていった。そしてついに、女学校生徒にも看護教育を行うことが決定された。昭和18年、文部省・厚生省共同による「女子中等学校卒業生ニ対スル看護婦免許ニ関スル件」(厚生省発衛第128号)(資料1)が通達された(平尾真智子1999年)。

さらに、昭和19年に入ると、「中等学校教育内容の戦時措置の要項」が発表され、女学生に対する役割分担の強要がまた一歩現実近づいた(亀山美知子

1) 弘前学院大学看護学部

連絡先：木村紀美 〒036-8231 弘前市稔町20-7

TEL: 0172-31-7162, FAX: 0172-31-7101, E-mail: kimihi@hirogaku-u.ac.jp

2) 青森県立保健大学健康科学部

3) 青森県健康福祉部医療業務課

厚生省発衛第128号 昭和18年12月28日

厚生省衛生局長・文部省国民教育局長・文部省体育局長

女子中等学校卒業生ニ対スル看護婦免許ニ関スル件

私立看護婦学校ノ指定基準ニ付テハ大正4年8月28日内務省訓令第462号ヲ以テ定メラレ居候処爾今女子中等学校ニシテ左記要領ニ拠リ看護ニ関スル所定ノ教授並ニ実地修練ヲ為スモノニ付テハ看護婦規則第2条第1項第2号ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ指定ヲ為シ卒業生ニ対シ看護婦免許ヲ為スモ差支無之候条御了知ノ上時局下看護婦ノ需給ニ関シ可燃御措置相成度

追ツテ年齢満17年未滿ノ女子中等学校卒業生ニ対スル看護婦ノ年齢資格ノ低下ニ付テハ近く看護婦規則改正ノ見込ニ有之候条為念

## 記

- 一、指定ヲ為スハ別記科目ニ付所定時間以上ノ教授及実地修練ヲ為ス女子中等学校ニ限ルコト
- 二、実地修練ハ概ネ左ニ依ルコト
  1. 生徒ノ定員ニ対シ実習ノ必要ナル指導医師其ノ他ノ設備ヲ有スル病院ヲ利用シ得ルモノナルコト
  2. 実習方法ハ交替制等ニ依リ適宜ニ行フコト
- 三、別記科目及時間ノ振当ニ付テハ各学年ニ於テ適宜定ムルコト
- 四、前各項ニ掲クル事項ハ一応昭和18年以後入学スル者ニ付行フモノナルモ現在生徒ニ付テモ別記科目別時間ノ教授及実地修練ヲ受ケタルモノニ付テハ第1項ノ例ニ依リ指定ヲ為シ得ルコト

(別記)

科目	時間	内実地修練	科目	時間	内実地修練
解剖学及生理学	70		消毒方法	20	10
急性及慢性伝染病予防	40		包帯術及治療器械取扱法	40	20
母性及乳幼児衛生	50	30	救急処置	50	35
衛生学大意	20		治療及手術介輔	100	100
栄養及調理	60	30	医薬品及調剤大意	10	5
一般看護法	40				
各科ノ主ナル疾病ト其ノ看護法	100	70	計	600	300

※ タテ書きをヨコ書きに、一部漢数字を算用数字に改変した。

資料1. 女子中等学校卒業生ニ対スル看護婦免許ニ関スル件 (厚生省文部省局長通達)

1984)。歴史に名高い、沖縄県のひめゆり部隊はこうして戦時特例として生れた悲劇であった。

青森県津軽地方においても女学校が看護婦養成所としての指定認可を受けて、女学校在学中の生徒を対象として看護教育が行われていた。本稿では、青森県より看護婦養成所の指定を受けた津軽地方の女学校6校—青森県立弘前高等女学校、弘前女学校、青森県立五所川原高等女学校、弘前市立高等女学校、弘前和洋裁縫女学校、弘前高等家政女学校—について、どのような看護教育がなされていたのかを各女学校の記念誌や卒業生への面接調査等を基に検証する。本稿で、津軽地方とは弘前市、黒石市、五所川原市を領域とした。

## 1. 研究目的

看護婦養成所の指定を受けた津軽地方の女学校での看護教育の実体を明らかにする。

## 2. 研究方法

歴史的事実を把握するための資料調査と卒業生への面接調査を行った。

## 1) 資料調査

青森県告示文書から判明した上記6校について弘前市立図書館所蔵の50年史、60年史、80年史の記念誌を閲覧した。しかし、女学校によっては、記念誌に看護婦養成所の指定を受けたという記載がなく、卒業生の座談会記事から看護の授業、看護実習等の状況を抽出した。

調査内容は、沿革、生徒数、授業科目・内容、授業時間数等を記録した。記録は、筆記、複写により行った。調査は2007年6月27日に行った。

## 2) 女学校卒業生への面接調査

対象は、女学校卒業生8名で、内訳は青森県立弘前高等女学校1名、弘前女学校5名、弘前市立高等女学校1名、弘前高等家政女学校1名であった。8名全員

が弘前市に在住していた。生年および年齢は、1926－1929年生れで79－82歳であった。

調査方法は、8名の卒業生に集まってもらい、フォーカスグループインタビューにより、インタビューガイドに基づいて半構成的面接法でインタビューを行った。手続きは、一人の弘前女学校卒業生を通じて弘前市内の他女学校卒業生を探し、同意の得られた人8名へ、日程調整を経て集まってもらった。同意を確認してインタビューを行い、同意を得て録音した。面接時間は1時間30分であった。調査場所は弘前学院大学看護学部小会議室。調査時期は2007年11月17日であった。その後、対象者E氏には逐語録の点検、写真について照会のため2回郵送、電話で連絡をとった。

倫理的配慮は、研究代表者の所属大学倫理委員会の承認を得た。倫理的配慮は調査目的の明示、協力の任意性、個人情報秘匿、発表時個人の匿名化、承諾による記録であり、これを書面と口頭により説明した後、書面により同意を得た。

データ分析法は、フォーカスグループインタビューの口述資料は逐語録にした上、内容を質問の文脈に沿って整理した。なお、文章の流れによって卒業生あるいは面接者としているが、対象者を指している。

### 3. 結 果

1) 資料調査により明らかになった『女学校附属看護婦養成所の沿革および指定認可』は、表1のとおりである。

① 青森県立弘前高等女学校附属看護婦養成所（現青森県立弘前中央高等学校）の沿革：

明治33年開校。昭和18年11月28日、厚生省衛生局長、文部省国民教育局長、文部省体育局長と記された上記「女子中等学校卒業生ニ対スル看護婦免許ニ関スル件」（厚生省発衛第128号）（資料1）が通達された。その中の主な教科内容、時間は「解剖学及生理学70時間」「急性及慢性伝染病予防40時間」「母性及乳幼児衛生50時間」「一般看護法40時間」「各科の主なる疾病とその看護法100時間」「治療及手術介輔100時間」など計600時間の講義、内実地修練300時間となっている。しかし、80年史（青森県立弘前中央高等学校創立八十周年記念行事実行委員会1953年）によると学科指導時数（講義）80時間、実習指導時間192時間であった。在籍

生徒数は210名であったが、実習者は208名、卒業証書を受けた者199名であった。実習病院は弘前病院、斎藤外科、成田眼科、福嶋耳鼻科、工藤齒科、各診療所や弘前幼稚園であった。実習内容は、それぞれの医院、病院において包帯の巻き方、絆創膏の貼りかた、注射器の消毒、手術見学、消毒法、治療見学、散薬の包み方、膿盆の持ち方、皮下注射などであった。これらの補習実習が行われたのは昭和19年度卒業生のみであった。看護婦免許状を得る時間数は足りなかったものの申請すれば看護婦免許状が与えられるという臨時措置がとられていた。実際申請して看護婦として活躍した人の数は明らかでない。

② 財団法人弘前女学校附属看護婦養成所（現聖愛高等学校）の沿革（弘前学院120年史編集委員会2006）：

明治22年設立、設立者は長谷川誠三であった。記念誌の年表、記事の中には看護婦養成所指定認可の記録は見当たらなかった。

③ 青森県立五所川原高等女学校附属看護婦養成所（現青森県立五所川原高等学校）の沿革（青森県立五所川原高等学校1979）：

明治42年五所川原女子尋常小学校に補習科併設。昭和8年青森県立五所川原高等女学校と改称される。上記弘前女学校と同様に記念誌に指定認可の記載がなく、記念誌の中の卒業生の談話の記事に裁縫室で西北病院の医師が授業したことや、西北病院、増田病院で実習したこと、包帯の巻き方、わらを入れたベットマットを作ったことなどが記されていた。さらに記念誌には、昭和20年3月24日付けの附属看護婦養成所の卒業証書も掲載されていた。生徒数は、記念誌の卒業写真の人数を数えると89名であった。

④ 弘前市立高等女学校附属看護婦養成所（現青森県立弘前実業高等学校）の沿革（青森県立弘前実業高等学校1955）：

大正7年、弘前女子実業補習科を時敏尋常小学校に設置し、昭和18年に改称される。上記の弘前女学校と同様に看護婦養成所の指定認可の記載はなかった。生徒数は、昭和20年3月27日の卒業式で第9回卒業生48名と記されていた。

⑤ 弘前和洋裁女学校附属看護婦養成所（現柴田女子高等学校）の沿革：

大正12年設立。設立者は柴田やす。60周年史（柴田学園1983）によると昭和19年10月1日、県から看護婦養成所の指定を受けると記されており、附属看護婦養

成所の卒業証書も記載されていた。講義内容、実習について具体的な記載はないが、看護に関する補修教育と指定病院での実習を受ければ看護婦免状が得られると記されているのみであった。生徒数730名(本科第一部四ヵ年400名, 第二部二ヵ年200名, 専攻科第一種二ヵ年50名, 第二種一ヵ年80名)であった。

⑥ 弘前高等家政女学校の沿革(青森県教育委員会1973, 1979):

大正15年小山内もとが家事裁縫専修所として設立した。昭和2年に改称される。昭和31年に閉校となり、記念誌の検索も困難であった。

2) 女学校卒業生への面接調査の結果は、表2、表3、

表4に示すとおりである。

① 修業年限、入学年齢は、女学校の修業年限が、昭和15年入学生は5年間、昭和16年入学者は4年間であった。昭和20年3月卒業式は、4年生と5年生がいっしょに卒業していた。入学年齢は満12~13歳であった。

② 看護の授業時間・内容、実習時間・内容、実習施設は、どの女学校も資料1の通達を厳守して実施している女学校はなかった。通達では各教科の合計時間数600時間、内実地修練時間300時間となっているが、学校によって異なり、授業は週に1回、他教科の時間を使用して行い、実質1週間ぐらいの授業であった。教科書は、青森県立弘前高等女学校では赤い表紙の『新

表1. 女学校の附属看護婦養成所の沿革と指定認可

学校名(現)	設立年	沿革
	設立者・生徒数	看護婦養成所指定・告示
青森県立弘前高等女学校附属看護婦養成所 (青森県立弘前中央高等学校)	明治33年 (1900年) 青森県 生徒数210名	・明治34年(1901年)青森県立第一高等女学校に改称 ・昭和19年(1944年)10月16日 看護婦養成所に指定 ・昭和19年(1944年)10月28日 青森県告示第336号 ・昭和42年(1909年)青森県立弘前中央高等学校に改称
財団法人弘前女学校附属看護婦養成所 (弘前聖愛高等学校)	明治22年 (1889年) 長谷川誠三 生徒数400名	・私立弘前女学校設立 ・昭和19年(1944年)12月22日 看護婦養成所に指定 ・昭和20年(1945年)1月2日 青森県告示第1号 ・昭和21年(1946年)弘前聖愛高等学校に改称
青森県立五所川原高等女学校附属看護婦養成所 (青森県立五所川原高等学校)	明治42年 (1909年) 青森県 卒業生89名	・五所川原女子尋常高等小学校に補習科併設 ・昭和8年(1933年)青森県立五所川原高等女学校に改称 ・昭和19年(1944年)12月22日 看護婦養成所に指定 ・昭和20年(1945年)1月2日 青森県告示第4号 ・昭和24年(1949年)青森県立五所川原高等学校に改称
弘前市立高等女学校附属看護婦養成所 (青森県立弘前実業高等学校)	大正7年 (1918年) 青森県 卒業生48名	・弘前女子実業補修学校を時敏尋常小学校内に設置 ・昭和18年(1943年)弘前市立高等女学校に改称 ・昭和19年(1944年)9月26日 看護婦養成所に指定 ・昭和19年(1944年)10月10日 青森県告示第366号 ・昭和44年(1969年)青森県立弘前実業高等学校に改称
弘前和洋裁縫女学校看護婦養成所 (柴田女子高等学校)	大正12年 (1923年) 柴田やす 生徒数730名	・昭和19年(1944年)10月16日 看護婦養成所に指定 ・昭和19年(1944年)10月28日 青森県告示第386号 ・昭和23年(1948年)柴田女子高等学校に改称
弘前高等家政女学校附属看護婦養成所	大正15年 (1925年) 小山内もと 生徒数136名	・家事裁縫専修所として創設 ・昭和2年(1927年)弘前高等家政女学校に改称 ・昭和19年(1944年)6月19日 看護婦養成所に指定 ・昭和19年(1944年)6月29日 青森県告示第250号 ・昭和23年(1948年)4月1日 鷹ヶ岡女子高等学校に改称 ・昭和31年(1956年)3月20日 閉校

産婆看護婦學校長

醫學博士 木村仁著

# 新看護學 全

東京 風間書房發行

著者略歴  
東京府立一中 第一高等學校  
九州帝大卒業  
獨佛兩國へ留學、昭和七年醫學博士、病院長及産婆看護婦學校校長  
柔道五段

昭和十七年一月十五日 印刷  
昭和十七年一月十八日 發行  
昭和十七年二月廿五日 訂正増補發行  
昭和十八年十月三十日 三版發行  
昭和十九年三月二十日 四版發行  
千五百部  
千七百部  
五千部

新看護學 全  
⑧定價五圓八十錢  
特別行爲税 三十五錢  
實價 六圓十五錢

發行所 東京 風間書房  
東京都板橋區板橋三丁目六十四番地  
長谷川 隆士  
印刷所 東京都板橋區板橋三丁目六十四番地  
帝都印刷株式會社

發行所 東京 風間書房  
東京都板橋區板橋三丁目六十四番地  
振文會社  
東京二〇六〇七三番地

配給元 東京都板橋區板橋三丁目六十四番地  
日本出版配給株式會社  
東京二二三

資料2. 赤い表紙の教科書

看護学 全』、木村仁著、風間書房発行を使用していた(資料2)。弘前市立高等女学校は、表紙が青であったが内容は同じであった。

実習は1週間から1ヶ月、実習施設も弘前市内の医院、病院で行われ、患者に触れることがなく、ほとんど診療の見学であった。指導者は、医師が病気の説明をし、看護婦は包帯の巻き方などを教えていた。

弘前女学校の卒業生4人全員が、看護の授業、実習があったことを話した。講話を1週間位、実習も1週間位で1ヶ所に半日から1日ずつ見学程度の実習であったという。実習内容は、巻綿子の作り方、包帯の巻き方、三角巾の使い方、副木、止血法、薬の包み方、煮沸消毒法(見学)であった。実習施設は石郷岡眼科、親方町の耳鼻咽喉科、芳賀産婦人科、弘大病院外科、和田外科、津軽病院レントゲン科、成田歯科などであった。

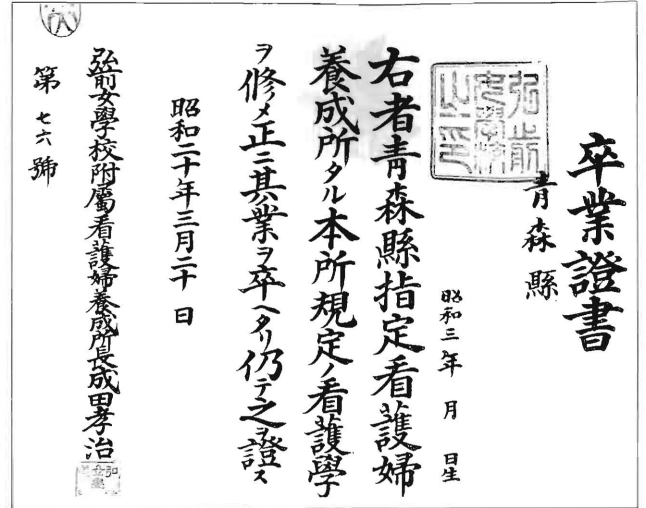
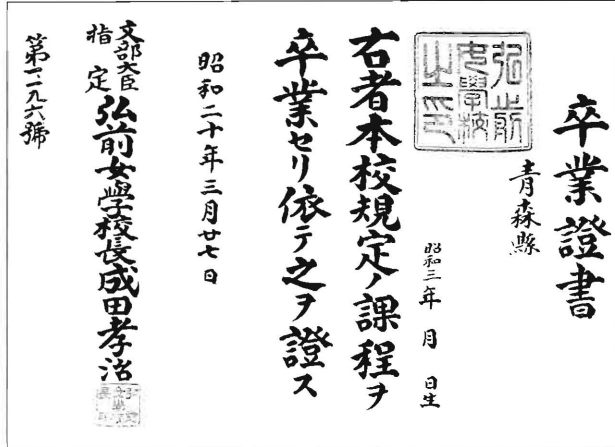
弘前市立高等女学校の卒業生は、教科書は表紙が青であったが、上記①の青森県立弘前高等女学校と内容は同じであった。講義は毎週1時間、体育の教師が生物の時間を使って教科書をただ読み上げる授業であった。実習は1グループ7~8人ずつ、1ヶ所1週間ず

つ病院を回り、全部で1ヶ月であった。病院は元長町斎藤病院で内科、伝染病、精神科、沼倉耳鼻咽喉科、引田外科、弘前病院眼科、歯科などであった。

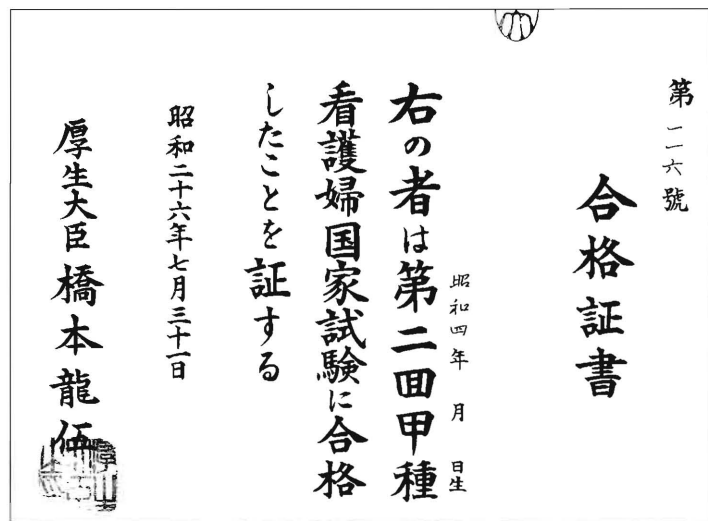
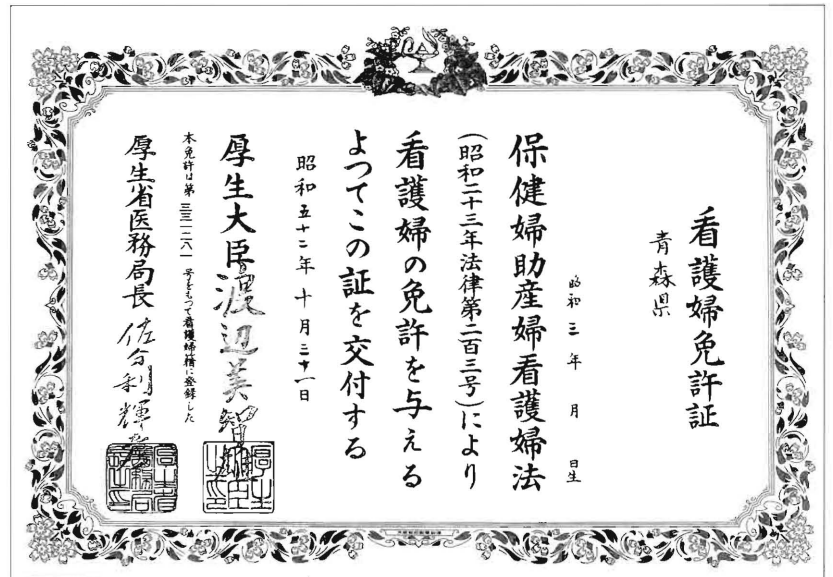
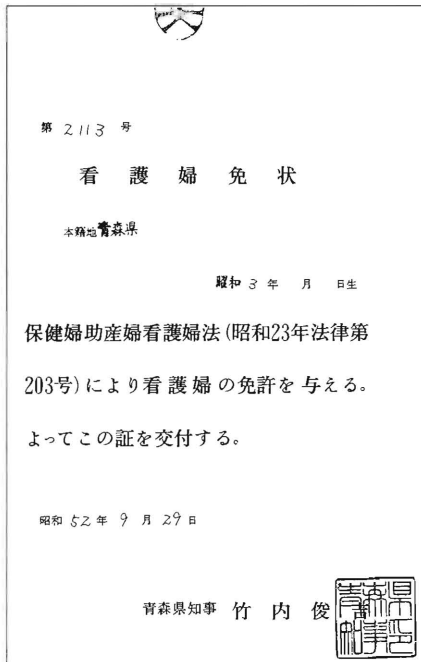
弘前高等家政女学校の卒業生は、実習病院は市立弘前病院(後の弘大附属病院)で、各科を回って見学した。1グループ13~15人ずつであった。生徒数は34×4クラスで生徒の出身地は津軽一円であった。クラスには在日朝鮮人も2人いた。

③ 生徒数と卒業証書および看護婦免状は、女学校の生徒数は1学年50名から100名であったが、5年生と4年生が同時に卒業しており、明らかにできない学校もあった。生徒は女学校の卒業証書と附属看護婦養成所の卒業証書を同時にもらっていた(資料3)。しかし、看護婦免状を取得し就業した人数は不明である。

看護婦免状は、旧制度では青森県知事が交付していた。新制度になって国家試験を受験し、合格後厚生大臣から看護婦免許証が交付された。面接者の中に看護婦免状と看護婦免許証を持ってきた人がいた。さらに甲種看護婦国家試験に合格した合格証書を持ってきた人もいた。



資料3. 面接者(同一人)の女学校および付属看護婦養成所の卒業証書



資料4. 看護婦免状と看護婦免許証(同一人), 甲種看護婦国家試験合格証書

4) 女学校附属看護婦養成所卒業後の看護婦免許の活用状況は、表2のとおりである。

面接者の一人は、戦後、看護婦免許をもっていることから病院で看護婦として勤めた人もいた。また、看護婦養成所へ進学して看護の勉強をし、36年間看護職

者として勤めた人もいた。他にも、さらに弘前厚生学院へ進学し、保健婦の資格も取得し、戦後、診療所の保健婦として働いた人もいた。

表2. 面接者の附属看護婦養成所入学および卒業後の実態

略名	卒業学校	女学校 入学—卒業年月 (修業年数)	生年月日 入学年齢(数え)	女学校入学前 卒業学校	就業時 使用の 免許	免許(試験の有無) 取得年(数え年齢)
A	弘前女学校	昭和15.4-20.3 (5年)	昭和2年10月 14歳(満12歳)	第一大成尋常小学校		看護婦(無試験) 昭和20年(19歳)
B	同上	同上	大正15年9月 15歳(満13歳)	時敏尋常小学校		看護婦(無試験) 昭和20年(20歳)
C	同上	同上	昭和3年2月 13歳(満12歳)	藤崎尋常小学校	看護婦	看護婦(無試験) 昭和20年(18歳)
D	同上	同上	昭和2年2月 14歳(満12歳)	時敏尋常小学校		看護婦(無試験) 昭和20年(19歳)
E	1. 弘前女学校 2. 陸軍弘前病院 看護婦養成所	同上 昭和20.6-21.6 (1年)	昭和2年2月 14歳(満12歳)	朝陽尋常小学校	看護婦	看護婦(無試験) 昭和20年(19歳)
F	1. 弘前高等 家政女学校 2. 弘前厚生女学院	昭和16.4-20.3 (4年) 昭和20.4-22.3 (2年)	昭和4年2月 13歳(満12歳)	和徳尋常小学校	保健婦	看護婦(無試験) 昭和20年(19歳) 保健婦(無試験) 昭和22年 看護婦(第2回甲種 看護婦国家試験合格) 昭和26年
G	弘前市立高等女学校	昭和16.4-20.3 (4年)	昭和3年1月 15歳(満13歳)	朝陽尋常小学校	小学校 教諭(講習受講)	看護婦(無試験) 昭和20年(19歳)
H	青森県立弘前高等 女学校	昭和16.4-20.3 (4年)	昭和4年3月 14歳(満12歳)	第二大成尋常小学校	小学校 教諭(講習受講)	看護婦(無試験) 昭和20年(19歳)

表3. 各女学校の看護教育内容等

女学校	教育の内容・その他のエピソード
財団法人弘前女学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習は1週間位だった。一ヶ所に半日から一日ずつ見学程度の実習であった。</li> <li>・巻綿子の巻き方、三角巾の使い方、副木、止血法、薬の包み方、煮沸消毒法(見学)などを行った。</li> <li>・見学に行った病院は弘前市内の石郷岡眼科、親方町の耳鼻咽喉科、芳賀産婦人科、弘大病院外科、和田外科、津軽病院レントゲン科、成田歯科</li> <li>・卒業生の一人は、戦後看護婦として鳴海病院に勤めた。新制度の准看護婦から教えてもらって仕事をした。最後は雑用係に回してもらおうように希望した。</li> </ul>

青森県立弘前高等女学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書（赤本）持参（資料2）</li> <li>・この教科書は小学校の先生になってからも利用した。</li> <li>・小学校では皮下注射を毎日する生徒がおり、自分が行った。</li> <li>・海軍大湊病院へ挺身隊に行った人もいた。</li> <li>・学徒動員にも行った－大開村、笹森山の開墾、馬糞拾いもした（肥料にした）。</li> <li>・看護婦になることは親が反対だったため、臨時教員講習会（昭和20.4から10月までの6ヶ月間）を受け、初等教科指導の免許取得し、以後通信教育なども行い小学校教員を42年勤めた。</li> </ul>
弘前市立高等女学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1グループ7～8人ずつ、1ヶ所1週間ずつ病院を回った、全部で1ヶ月</li> <li>・元長町斎藤病院（前の伊藤医院）で内科、伝染病、精神科、沼倉耳鼻咽喉科、引田外科、弘前病院眼科、歯科</li> <li>・講義は毎週1時間、体育の先生が生物の時間を使って青本（教科書持参）をただ読み上げる授業だった。</li> <li>・臨時教員養成講習会受講で初等科指導になり、以来38年間小学校教員を勤めた。当時は男性は兵隊に徴用されるため、教員のなり手がなく女学校卒業者を臨時に講習会受講で代用教員にした。</li> </ul>
弘前高等家政女学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立弘前病院（後に弘大病院）で全部、各科を回って見学した。</li> <li>・1グループ13～15人ずつだった。</li> <li>・生徒の数は34×4クラス 生徒の出身地は津軽一円であった。</li> <li>・クラスには在日韓国人が2人いた。</li> <li>・卒業後は診療所の保健婦として36年勤めた。</li> </ul>

表4. インタビューの記録

質問	回答
入学女学校	・青森県立弘前高等女学校1名、弘前女学校5名、弘前市立高等女学校1名、弘前高等家政女学校1名
入学・卒業年	・昭和15年4月－昭和20年3月：5名 ・昭和16年4月－昭和20年3月：3名
入学時年齢	・13歳－2名、14歳－4名、15歳－2名
生年	・昭和2年－3名、昭和3年－3名、昭和4年－2名
入学前の学校	・尋常小学校に6年入った。
授業・実習期間	・1時間か2時間しか習わなかった講話は1週間で終わった。 ・体育の先生が生物の時間にこの青本をただずら読み授業であった。 ・だからこの本は卒業してからあまり読まなかった。
1学年生徒数	・100人くらい、50人くらい。
実習内容	・実習は1週間くらいだったと思う 一ヶ所に半日。 ・1週間ずつ、何班かに分かれたかな、4ヶ所で1ヶ月くらい。 ・ただ見ているだけだった。 ・綿棒の巻き方をやった。 ・救急処置は三角巾、止血法をやった。 ・薬の包み方をやった 役立った。 ・煮沸器の見学をした 眼科で習った。 ・患者の世話はしなかった。 ・栄養と調理はなかった。
実習施設	・石郷岡眼科、市立病院レントゲン科、芳賀婦人科、親方町耳鼻科、成田歯科、市立弘前病院（弘大病院）、斎藤病院
実習指導者	・医師は患者を見せてくれた 看護婦は包帯、三角巾を教えた。
女学校生徒全員	・全員習った。
看護を習ったか	・昭和19年度だけ。



卒業証書 看護婦免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女学校卒業証書は全員もらったが、看護婦免許は欲しい人だけ手を挙げてもらった。</li> <li>・看護婦養成所の卒業証書と女学校の卒業証書と両方もらった。(資料3)</li> <li>・卒業証書を持って保健所に行って国の〔県だと思う〕の免許をもらった。</li> <li>・青森県知事の竹内俊吉の名前になっている。</li> <li>・19年度だけの卒業生、県庁に行った時、昭和20年3月に限りこの免許を与えろと言われた。</li> <li>・昭和46年になってからももらった、書き換えてもらった。</li> <li>・26年経ってからもらった、簡単にもらえて、近くの病院に行って話したらすぐもらえた。</li> <li>・試験はなかった。</li> <li>・〔看護婦養成所の〕卒業証書があれば免許がもらえた。</li> </ul>
看護婦免許だけか 昭和20年3月 卒業後の就職先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護婦だけ。</li> <li>・保健婦ももらった。〔厚生学院を出たFさん〕</li> <li>・女学校は5年制だったが、早く働かせるため、その年だけ5年生と4年生と一緒に卒業した。</li> <li>・Fさんは厚生学院に入って看護の勉強をし、病院に5年と保健婦として郵政省の通信診療所に勤めた。</li> <li>・Eさんは陸軍弘前病院看護婦養成所に入って看護を勉強し、昭和24年まで国立病院にいてその後、郵政省の通信病院、Fさんと同じ通信診療所に勤めた。</li> <li>・Cさんは卒業後その免許で鳴海病院で働いた、お医者さんにこんな人は勤めてはならないと言われた、学校を終わった若い人が手取り足取り教えてくれた、だんだん仕事も難しくなつて、引け目を感じ、雑用係にもらった。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男の人は兵隊に行ってしまったから女の人が代用教員になった。</li> <li>・臨時の教員養成講習会があった、6ヶ月で初等科訓導の免許がもらえた。</li> <li>・臨時教員養成講習会は県立の女学校に設置された。</li> <li>・小学校の先生を42年勤めた。</li> <li>・同じく38年勤めた。</li> </ul>

#### 4. 考 察

##### 1) 各女学校の記念誌からの資料調査

女学校6校の内、附属看護婦養成所について記念誌に記されていたのは、青森県立弘前中央高等学校の「八十年史」と柴田女子高等学校の「六十年史」の2誌のみであった。実際に教育が行われていたにもかかわらず記録がないということは、第二次大戦の戦況下の短期間にわか教育が記録にも残されない程度のものであったのか、あるいはなにもかも急転化していく状況の中で、記録がもれてしまったのか、はたまた記念誌編集委員の方々が思いも至らない部分であったのか、推察しかねるところである。

青森県立弘前中央高等学校の八十周年記念誌の中の附属看護婦養成所概要によると昭和18年11月に看護に関する補習教育に関する実施要項指示があった時点で、弘前地区女子中等学校が連合して協議会がもたれ、弘前医師会、弘前歯科医師会、弘前薬剤師会等に協力を依頼したことが記されている。昭和19年6月から10月26日まで実習を行い、青森県に10月1日に看護

婦学校指定申請を出し、10月16日に附属看護学校として指定されている。しかし表1から弘前高等家政女学校の方が6月の指定になっている。これは保健婦養成所である弘前女子厚生学院が弘前高等家政女学校の中にあつたことによるものと考えられる。聖愛高等学校、五所川原高等学校は2ヶ月ほど遅れるが、それぞれ学校によって申請書を提出する時期が異なつたためと思われる。

授業・実習内容については協議会をもっているもので、大きな違いはないものと考えられる。

##### 2) 女学校卒業生への面接調査

面接により授業内容、実習内容、期間が明らかになつたが、戦時中にもかかわらずわか教育のずさんさ、現在の教育目的・目標を明らかにして行つた教育とは程遠いものであつた。

しかし、再教育を受けずに就職した対象者のC氏に、医師が「こんな人は勤めてはならない」と話した言葉に専門職者としてあるべき姿を見た思いがした。また、C氏もそれを十分に認識し、自ら雑用係に回し

てもらったこともすばらしいと思った。

授業はもとより実習も見学のみであり、戦時中の施策の状況が明らかにされた。しかし卒業後さらに専門教育を受け、新制度の国家試験を受験して免許を更新し、定年まで看護職を続けられた方々には敬意を表したい。

護婦、保健婦として働いた人は今回調査の8名の中で3名いた。しかしクラス全体の内、どのくらいの人が看護職として就業したかは不明であった。

今回の調査にあたり面接にご協力いただいた女学校卒業生の皆様に感謝申し上げます。

## 5. ま と め

- 1) 各女学校は昭和19年から20年にかけて附属看護婦養成所として青森県の指定認可を受けていた。しかし、いずれの女学校も文部省通達の規定どおりの授業科目、時間数は行われていなかった。
- 2) 授業内容、実地修練（実習）期間・時間数は学校により異なっていたが、長くて1ヶ月以内であった。実習はほとんど診療介助の見学であった。実習施設は、弘前市内の病院、医院であった。
- 3) 弘前地区女子中等学校連合があり、市内の女学校が集まって看護の補修教育に関して、市内の実習病院への協力依頼などの協議がなされていた。
- 4) 同一の女学校でも卒業証書は女学校のもの看護婦養成所のもの2枚を全員が受け取っていた。
- 5) 看護婦免許は保健所へ各自申請して取得していた。免許は無試験で交付されたが昭和19年度卒業生に限るものであった。
- 6) このときに取得した免許は戦後、新制度看護婦免許への書換えができ（現在も可能）、戦後、実際に看

## 文 献

- 1) 青森県告示文書
- 2) 青森県立実業高等学校発行：青森県立弘前実業高等学校編『六十年のあゆみ』, 145頁, 1978年
- 3) 青森県立五所川原高等学校発行：青森県立五所川原高等学校編『幾代ヶ丘五十年』, 369頁, 1979年
- 4) 青森県立弘前中央高等学校創立八十周年記念行事実行委員会発行：校史編纂委員会編『八十年史青森県立弘前中央高等学校』, 321頁, 1953年
- 5) 青森県教育委員会発行：弘前市教育史編集委員会編集『青森県教育史別巻』, 132頁, 1973年
- 6) 亀山美知子：近代日本看護史, II. 戦争と看護, 151-155頁, ドメス出版, 1984年
- 7) 木下安子：近代日本看護史, 175-176, メヂカルフレンド社, 1969年
- 8) 柴田学園：柴田学園六十年史, 128頁, 1983年
- 9) 弘前学院120年史編集委員会編集：『弘前学院120年史』学校法人弘前学院, 2006年
- 10) 平尾真智子：資料に見る看護教育史, 86頁, 看護の科学社, 1999年
- 11) 弘前市教育委員会発行：弘前市教育史編纂委員会編集『弘前市教育史下巻』, 428-490頁, 1979年

STUDY CONCERNING THE HISTORY OF EDUCATION IN  
AOMORI PREFECTURE  
— AN ATTACHED NURSING TRAINING SCHOOL OF THE GIRLS'  
SCHOOL IN TSUGARU DISTRICT —

Kimi KIMURA<sup>1)</sup>, Yasuko OHGUSHI<sup>2)</sup> and Keiko HAYASAKA<sup>3)</sup>

**Abstract** : During World War II, nurses were given various emergency compressed training courses. This was necessary because Japanese Red Cross nurses, and general nurses were drafted into military service, and the demand for nurses on the battlefield increased.

There were six girls' high schools in the Tsugaru district that were designated for nursing education. Those girls' high schools were authorized as nurses' training schools by Aomori Prefecture. However class subjects and the total 600 class hours were not held according to Education Ministry requirement. Class contents and training period/training time varied according to school, some times only one week but at the longest, one month.

All the students received two kinds of certificate, one for the girls' school, and the other for the nurses' training school. The license was granted without examination.

However, this was only for graduates in 1944. After the war it was possible to have their nursing license reissued under the new system of nursing licensing

This time, our investigation covered eight women, who were from four of the six girls' high schools. There were women who entered military hospital nurses' training school and Koseigakuin public health nurse training school after the girls' high school was finished.

After the war, there were only three from among the eight women who were investigated, that worked as a nurse or as a public health nurse in hospitals.

**Key words** : Tsugaru district in Aomori Prefecture, World War II, Girls' high school,  
Nurses' training

---

1) Faculty of Nursing, Hirosaki Gakuin University

Corresponding author. Kimi Kimura. 20-7 Minorichou, Hirosaki 036-8231, Japan

TEL: 0172-31-7162, FAX: 0172-31-7101, E-mail: kimih@hirogaku-u.ac.jp

2) Faculty of Health Sciences, Aomori University of Health and Welfare

3) Department of Health and Welfare in Aomori Prefecture